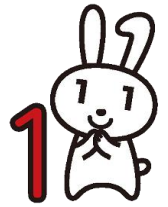


個人番号カード交付(受取り)のご案内



- 個人番号カードの受取りの際は、原則としてご本人による受取りとなります。
(カードの顔写真と受け取りに来られた方「申請者」が同一人物であることを確認するため)
- 本人が15歳未満または成年被後見人である場合は、本人同伴のうえで法定代理人による受取りとなります。

1. 持ち物 (原本)

持参するものに不足などがある場合は、交付できない場合がありますのでご了承ください。

①交付通知書(同封のハガキ ※裏面の「回答書」欄に、回答日・住所・氏名を記入してください。)							
②通知カード(緑色の紙製のカード、回収します ※未交付の方、個人番号カード再発行の方は不要)							
③本人確認書類 ※有効期限内のもの	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">【A】1点 または 【B】2点</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> </tr> <tr> <td>(官公署が発行した顔写真付きのもの)</td> <td>「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されているもの(氏名を仮名表記に略したもの等は不可。)</td> </tr> </table>	【A】1点 または 【B】2点		A	B	(官公署が発行した顔写真付きのもの)	「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されているもの(氏名を仮名表記に略したもの等は不可。)
	【A】1点 または 【B】2点						
	A	B					
(官公署が発行した顔写真付きのもの)	「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されているもの(氏名を仮名表記に略したもの等は不可。)						
<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書 (交付年月日が平成24年4月1日以降のもの) ・旅券(パスポート) ・個人番号カード ・住民基本台帳カード(写真付き) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード、特別永住者証明書 ・一時庇護許可書、仮滞在許可書 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証、後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険の被保険者証 ・年金手帳、各種年金証書 ・福祉医療費受給者証 ・学生証、民間企業の社員証 ・母子健康手帳 など <p>※【B】2点のうち1点は官公署の発行した本人確認書類が必要 ※有効期限のあるものは、来庁時に有効期限内のもの</p> <p>※上記をお持ちでない方は、事前にお問い合わせください。 ☎026-273-1111(代)</p>						
※代理人受取りの場合は、「A2点」または「A1点とB1点」または「Bを3点(うち1点は写真付きのもの)」							
④住民基本台帳カード(お持ちの方のみ、回収します)							
⑤個人番号カード(お持ちの方のみ、回収します)							
⑥発行手数料 初回無料。2回目以降の発行の場合は、電子証明書あり1,000円 電子証明書なし800円 ※無料の場合あり(カード表面追記欄の余白がない場合、期限満了更新の場合など)							

※ 代理人受取りの場合は、上記に加え、次の書類もお持ちください。

代理人による受取りは、本人が病気や身体の障害等やむを得ない理由がある場合に限りです。
単に「仕事が多忙である」等の理由では、「やむを得ない理由」として認められません。

⑦代理人の本人確認書類	上記③の「A2点」または「A1点とB1点」	
⑧代理権の確認書類	法定代理人	任意代理人(左記以外)
	<p>【本人が15歳未満の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親権者であることが分かる戸籍謄本 本籍地が千曲市である場合や、15歳未満の本人が同伴する場合で本人と法定代理人が同一世帯である場合は不要 <p>【本人が成年被後見人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見人であることを証する書類 	<p>※事前にご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委任状 (交付通知書裏面の「委任状」欄に記入及び「暗証番号記載欄」に記入し目隠しシールを貼付)
⑨本人の受取りが困難であることを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が同行する場合は不要 ・本人が病気や障害等で同行できない場合は、右記の書類をお持ちください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書 ・障害者手帳 ・施設の入所証明 等

【15歳未満の者の場合(例)】 子:健康保険証 + 福祉医療費受給者証(B2点)
親:運転免許証 + 健康保険証(A1点とB1点)

(裏面もご確認ください)

2. 暗証番号の設定

○個人番号カード交付の際、電子証明書等の暗証番号(下記①～④)の設定が必要となります。
事前に必ず決めてからお越しください。

区分	利用内容・主な使い道	暗証番号の設定
①署名用電子証明書 暗証番号 ※15歳未満の方または成年被後見人には原則発行しません。	インターネット等で電子文書を作成、送信する際に利用 ・e-Tax など	英字(A～Z・ 大文字のみ) + 数字(0～9) いずれも1つ以上必要 6文字以上16文字以下で設定 【例】 A14283 ・ T3961B
②利用者証明用電子証明書 暗証番号 ※15歳未満の方または成年被後見人に発行する場合、法定代理人が設定する必要があります。	インターネットサイトやキオスク端末等にログインする際に本人であることを確認するために利用 ・マイナポータル ・コンビニでの証明書交付サービス(住民票、印鑑登録証明書など) ・健康保険証としての利用(2021年10月以降順次) など キオスク端末: 街頭や店頭内などに設置されるマルチ情報端末	②～④数字4ケタ 同じ暗証番号を設定することも可能 ※本人の生年月日など他人に推測されやすい番号は避けてください。
③住民基本台帳用 暗証番号	住基ネット関連業務において、住民票コードを使用する際に利用 ・特例転出入(個人番号カードの交付を受けている人が転入・転出の手続きをする場合、転出証明が不要となります。) ・個人番号カード関連の手続きなど	
④券面事項入力補助用 暗証番号	マイナンバーに関連する業務において、個人番号や基本4情報(住所・氏名・生年月日・性別)を使用する際に利用 ・行政機関が行政手続の申請を受けるとき など	

※任意代理人が受け取られる場合、暗証番号の設定は市職員が行います。

「交付通知書(同封のハガキ)」下段の暗証番号記載欄に本人が暗証番号を記入し、目隠しシールを貼付し、暗証番号が見えない状態でお持ちください。(暗証番号が隠されていない場合は、カードの交付ができません)